

平成31年度就学援助制度

伯耆町は、世帯の所得が基準額以下で一定の条件に当てはまる世帯の町内小中学校に在学または就学予定の児童生徒の保護者に、学用品費や給食費など、就学に必要な費用の一部を援助しています。

平成31年度の就学援助を希望する人は、2月8日(金)までに在学または就学予定の小中学校で申請してください。

※「新入学児童生徒学用品費等」の支給項目については、希望により入学前に支給を受けることができるようになりました。(新小学1年生、新中学1年生のみ対象)

対象家庭(条件)

- ・生活保護が停止または廃止となった家庭
- ・児童扶養手当を受けている家庭
- ・国民年金保険料の減免世帯
- ・町県民税非課税世帯
- ・そのほか、経済的に困りの家庭など

申請方法

在学または就学予定の小中学校にお問い合わせください

必要なもの

世帯全員の平成30年中の所得がわかる書類(源泉徴収票や確定申告書の控えの写しなど)

申請期限 2月8日(金)

【具体的な世帯の所得基準例】

- ① 4人家族/父、母、小学生2人の場合
生活保護基準額(年額):2,144,208円×1.5=3,216,312円
- ② 6人家族/父、母、小学生1人、中学生1人、祖父、祖母(2人ともに70歳以上)の場合
生活保護基準額(年額):2,907,960円×1.5=4,361,940円
- ③ 3人家族/母、小学生1人、中学生1人の場合
生活保護基準額(年額):2,023,680円×1.5=3,035,520円

※世帯の所得が基準額以下であり、一定の条件に当てはまる場合は就学援助の対象となります。

※世帯構成員の年齢や世帯員の障がいの有無などで、生活保護基準額が変更になることがあります。

問い合わせ先

教育委員会事務局 総務学事室 TEL:0859-62-0927

スポーツ安全保険に 加入しよう

小さな掛金で大きな補償

スポーツ・文化・ボランティア活動などの団体活動に最適な保険です【4人以上】
※集落での清掃活動などスポーツ活動以外の団体も加入できます。

保険料(年間)

子ども・保護者(スポーツ活動を行わない大人) 800円
大人・指導者(64歳以下) 1,850円 など

保険期間

平成31年4月1日～平成32年3月31日

補償額(掛金800円の場合)

死亡	2,000万円
後遺障害	3,000万円(最高額)
入院(日額)	4,000円/1日
通院(日額)	1,500円/1日 (30日限度)

※上記に加え、賠償責任保険・突然死葬祭費用保険も付帯されます

問い合わせ先

スポーツ安全協会鳥取県支部
TEL:0857-28-1288
伯耆町総合スポーツ公園
TEL:0859-68-3775

ふるさと納税お礼の品募集中 お礼の品で全国にPRしてみませんか

ふるさと納税寄附者へのお礼の品として、伯耆町の魅力を発信・PRできる地場産品・特産品などを募集します。

町内に事業所を有する法人その他の団体及び個人事業者で、次の要件を全て満たす品物

- (1) 伯耆町内で生産、加工または販売されている物
- (2) 伯耆町の魅力のPRにつながる物
- (3) 数量的に安定供給が見込める物
- (4) 寄附者に安全に送付できる物

応募締切

3月8日(金)

応募・問い合わせ先

総務課 ふるさと納税担当 TEL:0859-68-3111
メール:h_furusato@houki-town.jp

鳥取県後期高齢者医療懇話会 委員募集

後期高齢者医療制度の運営などについて、被保険者の意見を伺うために設置した懇話会の委員を募集します。

任期 平成31年4月～平成33年3月31日(2年間)

応募資格 鳥取県後期高齢者医療の被保険者(平成31年4月1日現在)

募集人員 6人以内

応募方法 募集要領についている応募申込書に、必要事項を記入し提出
※募集要領・応募申込書は、鳥取県後期高齢者医療広域連合、健康対策課で配布しています。また、ホームページからも印刷できます。

受付期間 平成31年2月1日(金)～平成31年3月15日(金) **必着**

応募・問い合わせ先

鳥取県後期高齢者医療広域連合 総務課 TEL:0858-32-1097
ホームページ <http://www.koureikouiki-tottori.jp>